

「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに
「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」プロポーザル審査要領

1 概要

本要領は、「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」に係る公募型プロポーザル審査の実施にあたり、参加者を公平に評価するために必要な項目を定めることを目的とする。

2 審査対象

審査の対象事業者は次に掲げる条件をすべて満たすこと。一つでも満たない場合は審査の対象事業者に該当しないものとする。

- (1) 「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」に係る公募型プロポーザル実施要領に記載の参加資格を有すること
- (2) 「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」に係る公募型プロポーザル実施要領に記載の見積限度額以下の見積額を示すこと

3 審査方法

企画提案内容について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。参加事業者が 4 者以上の場合、書類審査のみで一次審査を行い、上位 3 者を選定する。その後、選定された事業者において、プレゼンテーション審査による二次審査を実施する。総合評価点が最も高い者を、優先交渉者として決定する。

(1) 書類審査

書類審査は「4 (1) 審査項目と配点」に記載する審査項目のうち、【1 事業者概要】【4 見積額】について行う。参加事業者が 4 者以上の場合における書類審査は事務局で行い、審査委員会の承認を経て決定する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は「4 (1) 審査項目と配点」に記載する審査項目のうち、【2 提案内容】【3 プレゼンテーション】について行う。プレゼンテーション審査は「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」プロポーザル審査委員会にて行い、各審査委員の評価を取りまとめ、事業者の評価とする。

4 審査内容

(1) 審査項目と配点

提出書類及びプレゼンテーション等により「表 1 審査項目表」の内容について審査する。詳細な評価項目は、【審査要領別紙「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」審査基準表】に示す。

表 1 審査項目表

項番	審査項目	配点
1	事業者概要	40点
2	提案内容	330点
3	プレゼンテーション	100点
4	見積額	30点

(2) 評価方法

「表2 評価基準表」に従い各評価項目における評価点を算出し、各評価項目における各審査委員の評価点の平均（小数点以下は切り捨て）を、当該評価項目における事業者の評価点とする。

表2 評価基準表

評価	評価係数	評価内容
A	1.00	非常に優れている
B	0.75	優れている
C	0.50	標準
D	0.25	やや劣る
E	0.00	劣るあるいは提案なし

評価点 = 評価係数 × 各評価項目の配点 ※小数点以下は切り捨て

5 最終評価

「4 審査内容」に基づき算出した各評価項目の評価点の合計を最終的な事業者の評価点とする。

6 優先交渉者の選定

- (1) すべての参加者の審査が終了したのち、各審査委員の審査結果（評価点）を集計し、最高得点数の者を優先交渉者とする。
- (2) 審査の結果、最高得点数の者が同点で2人以上ある場合は、見積額が安価な者から順に優先交渉者として選定する。